

10月から国民健康保険と老人保健が変わります！

医療保険制度の改正にともない、10月1日から医療費の自己負担割合・自己負担限度額などが変わります。

高齢者の自己負担割合が変わります。

70歳以上（老人保健対象者も含む）の方で、現役並み所得者の医療機関に支払う自己負担割合が変わります。

	《平成18年9月30日まで》	《平成18年10月1日から》
現役並み所得者（ ）	2割負担 ⇨	3割負担
一般・低所得・低所得	1割負担 ⇨	1割負担（変わりません）

現役並み所得者……70歳以上（老人保健対象者も含む）の方で、住民税の課税所得金額が145万円以上の人。
ただし、前年の収入金額が、高齢者が1人いる世帯で383万円、2人以上いる世帯で520万円未満の場合は、申請により1割負担となります。

高額療養費の自己負担限度額が変わります。

同じ月内に同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。その自己負担限度額が変わります。

70才未満

所得区分	現 行		平成18年10月から	
	3回目まで	4回目以降（ ）	3回目まで	4回目以降（ ）
上位所得（ ）	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%	77,700円	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一 般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%	40,200円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円	35,400円	24,600円

70才以上

所得区分	現 行		平成18年10月から	
	外 来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)	外 来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
現役並み 所 得	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% (4回目以降は40,200円)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は44,400円)
一 般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得者 ()	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者 ()		15,000円		15,000円

4回目以降…過去12ヶ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額。
上位所得……国民健康保険料の基礎控除後の総所得金額（課税標準額）が600万円（平成18年9月までは670万円）を超える世帯に属する被保険者。

低所得 ……世帯全員が住民税非課税の方

低所得 ……世帯全員が住民税非課税かつ所得金額が0円の方。（ただし、年金収入における公的年金控除額は80万円とします。）

出産育児一時金が変わります。

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります。

特定疾病受療証の交付を受けている国民健康保険の70歳未満の上位所得者の自己負担限度額が、現行の1万円から2万円に引き上げられます。

食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の高齢者（長期入院患者）について、食費（食材料費・調理コスト相当）・居住費（光熱水費相当）の一部を自己負担することになります。

ご不明な点は大雪地区広域連合国保老健係（☎82 - 2111内562・563）または東川町
税務住民課保険医療係（☎82 - 2111内122）までお問い合わせください。